

令和
七 年
五 條 市 議 会 第 四 回 十 二 月 定 例 会 会 議 録 (第 三 号)

令和七年十二月五日(金曜日)

議 事 日 程 (第 四 号)

- 令和七年十二月五日(金曜日) 午前十時開議
第一 市政の報告と提出議案の説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
福	窪	吉	谷	秋	仲	中	小	田
塚	田	本	山	本	原	中	笠	隆
	佳	勝	直	賢	由	隆		
実	秀	正	啓	嗣	嘉	二	子	史

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡
副市長	塚勝彦
教育長	井上恵
技監	原田彰
市長公室長	池嶋晶
総務部長	戸野哲
危機管理監	辻佳孝
すこやか市民部長	亀田和章
あんしん福祉部長	馬場由美
産業環境部長	横谷隆仁
都市整備部長	栗林光
教育部長	安満尚
西吉野支所長	小田義章
大塔支所長	井田伸之
会計管理者	林淳子
財政課長	窪栄也

十二番	藤子
十一番	吉田雅
十番	山口耕司

事務局職員出席者

事務局長	久保雅彦
事務局次長	川西孝章
事務局総務係長	神農典子
事務局係員	番匠悠輝
速記者	福本光希

午前十時開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る三日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

諸般の報告がありますので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長（久保雅彦）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、奈良県市議会議長会でございます。

去る十一月二十六日、奈良市におきまして、令和七年度第三回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の奈良市議会大西議長の後、新たに正副議長に就任された葛城市議会の増田議長及び杉本副議長の紹介がありました。

会議では、諸報告として事務報告及び会議出席報告が行われ、それぞれ了承されました。

続いて、令和七年度奈良県市議会議長会会計決算の見込みについて及び令和八年度奈良県市議会議長会会計予算の見通しについて協議が行われ、原案どおり了承されました。

最後に、令和八年度奈良県市議会議長会からの国への要望はない旨の報告があり、会議は閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二、第三項の規定により、監査委員から一般会計、特別会計、各基金、歳入・歳出外現金及び下水道事業会計の八月分から十月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。と存じます。

以上、御報告申し上げまして、諸般の報告といたします。

○議長（窪 佳秀）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）この際、御報告申し上げます。

先の第三回九月定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第六十七条第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管しておりますので後刻、御清覧願います。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、市政の報告と提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）市政の概要について御報告を申し上げ、議会をはじめ、市民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、十月二十一日に高市内閣が発足し、物価高騰対応を最優先課題として取り組む方針が示されました。今後の経済対策等について、国及び県の動向を注視しながら、必要な施策の検討を進めてまいります。

それでは、各事業について御報告申し上げます。

初めに、顕彰事業についてであります。

去る十一月七日、「令和七年度五條市選奨式」を挙行し、本市の発展に貢献されたその功績が顕著な九名の方の表彰を行いました。

表彰を受けられました方々の長年の活動に対し、敬意を表し、感謝を申し上げますとともに、今後も市民の模範として各分野で御活躍いただけますようお願いするものであります。

次に、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税についてであります。

ソルナ・クリエイイト株式会社様から交流のまちづくり事業に役立ててほしいと御寄附を頂きました。頂きました御寄附につきましては、有効に活用させていただきます。

次に、大阪・関西万博についてであります。

大阪・関西万博奈良県実行委員会が九月十二日から二十五日まで、河瀬直美監督プロデュースのシグネチャーパビリオン内で「ALL NARA HARMONY 感じる奈良展」を開催しました。この期間中、県内各市町村が特色ある展示をした中、本市も九月二十二日、二十三日には柿や陀々堂の鬼はしりの面のレプリカ、観光大使である岡本和真選手のヘルメット等を展示し、国内外から訪れた来場者に五條市の特産品や歴史、ゆかりのある人物をPRしました。大阪・関西万博は閉幕しましたが、今後も引き続き五條市の産業と観光の振興を図ってまいります。

次に、連携協力に関する協定の締結についてであります。

十月二十一日に「お子様からお年寄りまで幅広く楽しめるプロセス」をモットーに活動している大阪プレス株式会社様と包括連携協定を締結しました。六月に開催された「五條ふえすていバル二〇二五」に大阪プロセスペシャルマッチとして参加いただいたのがご縁となり、「ボランティアで何かできることがあるのでは」と包括連携協定の提案をいただきました。今後は両方で観光やスポーツ振興、教育活動に関することなど、包括的に相互の連携を図りながら活動してまいります。

次に、連携事業についてであります。

合併二十周年を記念して、八月に開催した「子ども議会」での提案から、奈良県唯一のJリーグサッカークラブである「奈良クラブ」との交流が始まり、十一月二十四日に「五條市民デー」が開催されました。五條市民を対象にした奈良クラブのホーム最終戦への無料招待、市内事業者の競技場外イベントへの出店や、ゴージャスターのキックオフイベント参加など、本市としても一体感をもって取組を行いました。地域密着・県内全市町村をホームタウンとして活動する「奈良クラブ」と子供たちの提案から生まれたご縁を生かして、今後とも交流を行っていきたく考えております。

次に、交流都市事業についてであります。

交流都市提携を締結している北海道余市町及び新十津川町のイベントに出展し、柿やふるさと納税のPRを行いました。十月五日に行われ

た「第二十六回しんとつかわ味覚まつり」には、私も参加させていただき、柿の販売を行いました。今年は、昨年のご二倍の量を準備した八十箱の柿が二十五分で完売するなど、大盛況で大勢の人でにぎわっていました。

また、十一月三日に開催した「GO！JOIN！にぎわいフェス in 五條二〇二五」には、新十津川町の寺田佳正副町長にお越しをいただき、同町のブランド米「ゆめぴりか」を無償で配布していただきました。

今後も双方がともに発展するよう交流を続け、地域の活性化や産業の発展に連携して取り組んでまいります。

次に、地域公共交通についてであります。

十一月四日に、市民の皆様へ地域公共交通への理解を深め、ともに考えていただくことを目的に、「地域の移動手段を考える勉強会」を開催し、三十八人の方に参加いただきました。勉強会では、学識経験者による講演、地域で自主的なコミュニティバス運行に取り組んでいる団体による事例紹介、鉄道、バス、タクシー事業者を交えた意見交換会などを行いました。本取組を踏まえ、引き続き地域公共交通の理解醸成とニーズに即した地域公共交通の確保・維持に取り組んでまいります。

次に、五條市中心市街地にぎわいづくりについてであります。

旧イオン五條店跡地においてイオンリテール株式会社と連携し、図書館を中心とした（仮称）市民交流施設の整備事業を進めています。現在は設計の段階で、施設の平面プランの検討をしており、公共施設部分全体の延床面積三千七百平米及び施設内部の機能ごとの面積を決定したところです。今後も引き続き市民が連携しながら、令和十一年のオープンを目指して事業を進めています。

また、本を活用して（仮称）市民交流施設整備後のにぎわいを市内全域に広げるため、「まちなかとしよかん」、「あおぞらとしよかん」の取組を進めています。市内の魅力的な店舗等を小さな図書館とする「まちなかとしよかん」は、現在十五店舗の登録をいただいております。

また、本と一緒にハンモックなどを貸し出し、河川敷など本市の豊かな自然の中で読書を楽しむ「あおぞらとしよかん」の試行運用のため、十月十九日に「水辺でチルしよ」、十一月三日に「GO！JOIN！にぎわいフェス in 五條二〇二五」にブースを出展しました。引き続き、（仮称）市民交流施設で提供するサービスの内容の検討や施設整備の周知に取り組んでまいります。

次に、市役所庁舎跡地の活用についてであります。

市民の皆様への意見を聞き取るため、先進的な取組を視察し、検討を進める「遠足型ワークショップ」を計四回開催したところ、延べ七十九名の皆さんに参加いただきました。加えて、市内の三つの高校及び庁舎跡地近隣の五條小学校、五條中学校でヒアリングを実施したところです。寄せられた皆さんの意見を今年度中に取りまとめ、来年度策定予定の基本構想に反映させてまいります。

次に、物価高騰対策事業についてであります。

物価高の影響を受けた国民の負担を軽減するため、定額減税が実施されました。その中で定額減税をしきれなかった一千七百十一人に定額減税不足額給付金を支給しました。

次に、防災事業についてであります。

昨年の能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の発表など、危機意識の高まりと相まって、巨大地震発生時の初動対応が大きな課題となっています。このため、今年の防災訓練は大規模地震発生後における市職員の初動対応能力の向上を目的として、十月八日に災害対策本部訓練、十一月十八日に物資拠点開設運営訓練を実施しました。また、二月二十一日には自主防災組織を主体とした避難所開設運営訓練を計画しているところですが、特に、各地区の自主防災組織の活動も逐次活発化していることから、今後さらに防災研修会、消防訓練及び防災訓練などを通じて、消防団や消防署等の関係機関と連携しながら防災に関する啓発を行ってまいります。

次に、消防団活動についてであります。

災害時の情報共有を円滑にするため、九月に全ての分団を対象に、無線機を使った情報収集訓練を行いました。今後も消防水利の保全や消防団で運営しております消防車両の点検整備を定期的に行い、有事における効果的な現場活動に向けて、奈良県広域消防組合ともさらなる連携を図ってまいります。

次に、奈良県南部中核拠点（五條県有地）整備についてであります。

県は、「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画」に基づき、来年三月の完成に向けて、十一月から第一段階整備（先行整備）に着手しています。本整備の円滑化と地元の安全・安心の向上に向け、引き続き地元要望等の窓口として県と調整してまいります。

次に、自衛隊誘致活動についてであります。

十月二十八日に、陸上自衛隊中部方面総監等に対して、奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会として五條市への陸上自衛隊駐屯地誘致要望を行いました。引き続き、自衛隊駐屯地誘致に向け、防衛省・自衛隊、奈良県及び県南部三町八村と連携を図り、自衛隊誘致につながる活動を継続してまいります。

次に、生活安全対策事業についてであります。

九月二十一日から三十日までの間に実施された秋の交通安全県民運動期間中や、十月十一日から二十日までの間に実施された全国地域安全運動期間中において、五條警察署や関係機関と連携をしながら、広報啓発活動等各種取組を行いました。

また、県下で多発する特殊詐欺被害を防止するため、民生・児童委員を通じた地域住民に対する広報啓発活動の実施、市役所一階のデジタルサイネージを利用した被害防止等に関する情報発信を行いました。今後も関係団体との連携を一層密にして、交通安全活動や市民の安心・安全のまちづくりに努めてまいります。

次に、人権啓発推進事業についてであります。

十一月九日に、五條市人権総合センター文化祭、十一月二十九日から一週間は、野原東住民センター作品展を開催しました。いずれも、作品展のほか、演奏や模擬店などの出店もあり、多くの皆様に来場いただきました。

また、十一月二十一日に、住職でシンガーソングライターの三浦明利氏を講師に迎え、男女共同参画講演会を開催しました。人口減少が続く今、誰もが社会の一員として役割を果たし、互いの力を認め合い、支え合うことが地域の持続可能な未来につながるということを、講演を通じて深く実感する機会となりました。

次に、予防接種と感染症対策事業についてであります。

十月から高齢者インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種を開始しました。昨年度の年末年始はインフルエンザが流行し、県内はもとより全国規模で医療機関が発熱患者であふれる状況になりました。このことを踏まえ、今年度は新たな市民のインフルエンザ予防接種等における利便性向上を図るため、十月一日に橋本市を含む伊都医師会との委託契約を行いました。また、五條市応急診療所では、受診方法の周知や薬剤及び検査キットの購入準備も早期から開始しています。今後も市民に早期からの予防行動を促すため、広報紙やホームページ、SNSなどの感染予防啓発を行うことにより、感染症の流行に備えて不安の払拭を図ってまいります。

次に、社会福祉事業についてであります。

五條市戦没者追悼式を十一月二十九日に五條モールで挙行了しました。今年は、戦後八十年という節目の年に当たり、ご参列の皆様とともに犠牲になられた方々を悼み、悲惨な戦争を二度と繰り返すことのないよう、恒久平和の実現を祈念しました。

また、十一月三十日に、厚生労働大臣から民生・児童委員の委嘱を受けられた方々に対し、委嘱状の伝達を行いました。民生・児童委員の皆様は、地域の身近な相談役として、高齢者や障がいのある方、さらに子育てや介護をされている方などへの支援活動や行政や専門機関とのパイプ役を担っていただくなど、今後三か年にわたり本市の福祉に関して幅広く活躍いただきます。

次に、高齢者福祉事業についてであります。

今年八十八歳を迎えられる方を対象に「米寿のお祝い」を九月二十七日に五條モールで開催し、五十七名の米寿の方が出席されました。お

祝い式の後、広福亭ぼい氏による落語を楽しんでいただき、米寿を迎えられた皆様のご健康とご長寿をお祝いしました。

また、九月は認知症月間であることから、認知症支援のシンボルであるオレンジカラーを中心に、市民ギャラリーに情報コーナーを設置し、認知症に対する理解を拡げる活動を行うとともに、映画「オレンジ・ランプ」の上映会を開催し、認知症当事者の思いや介護家族の状況について理解を深めました。

次に、虐待等防止啓発事業についてであります。

五條市では、十一月を虐待防止強化月間と位置づけ、児童や高齢者及び障がい者への虐待防止を啓発するため、市民ギャラリーにブースを設け、オレンジリボン等の配布やパネル展示を行い、一人一人が虐待を身近な問題と捉え、虐待から守るために何ができるのか考えるための情報を提供するなど啓発に努めました。

次に、特産物の普及促進についてであります。

十一月十九日には、柿の消費拡大を図ることを目的に、県選出の国会議員、奈良県、JAならけん及び生産者の皆様とともに首相官邸へ高市総理を表敬訪問しました。

表敬訪問は今年で十三年連続となりますが、高市総理からは、とても甘くておいしいと好評で、「奈良の柿 未来を拓く ちから湧く」との恒例の一句をいただきました。

次に、にぎわい創出事業についてであります。

十月十九日に、令和六年八月に国土交通省の登録を受けた「二見地区かわまちづくり計画」の関連事業として大川橋周辺で「水辺でチルシよ」を開催しました。キッチンカーや屋台に加えてボックススカラオケ、バーベキュー、あおぞらとしゃかんなどの出店もあり、一千人の来場された方々に楽しい時間を過ごしていただきました。

また、十一月三日に、ベストライン上野パークに場所を変えて開催した「GO！JOIN！にぎわいフェス in 五條二〇二五」では、約百店舗の出店と音楽ライブ等が行われ、例年を大きく上回る九千人の多くの方が来場され、一日中大いに賑わっていました。

次に、学校教育についてであります。

十月三日に五條市議会議員を対象とした給食試食会を五條小学校で開催し、私も参加しました。栄養教諭から、給食を提供する上での工夫や思いについて説明を受けた後、給食を試食し、その後、児童による配膳や喫食の様子を参観しました。今回の試食会を通じて、子供たちにとって学校給食が単に栄養補給の場としてだけでなく、正しい食習慣の確立と一緒に食事を行うことによる感受性や協調性の涵養等、様々

な教育的意識を持つことを理解することができました。

また、十月六日にあべ俊子前文部科学大臣が西吉野農業高等学校を視察されました。当日は、生徒の研究報告の発表後、圃場において課題研究の実習を見学していただきました。あべ前大臣自ら生徒たちに声をかけ、意見交換される中で主体的な学びの姿勢と専門性を高く評価していただきました。意見交換会において、あべ前大臣からは産業界との連携強化や大学との連携等、西吉野農業高等学校がさらに躍進するための示唆をいただきました。

次に、就学前教育・保育についてであります。

十月二十九日に、公私連携幼保連携型認定こども園協定書の調印式を執り行いました。公立と民間が連携し、それぞれの特長を生かしながら五條市全体として質の高い就学前教育・保育の提供と併せて、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習事業についてであります。

十一月二日及び三日の二日間にわたり、ベストラインシダーアリーナにおいて、五條市合併二十周年記念第五十四回五條市文化祭を開催しました。今年度も昨年と同様に、三日のみ「GO!JOIN!にぎわいフェス in 五條二〇二五」と同時開催しました。当日は、尺八・吹奏楽などの演奏や舞踊、ダンスの披露や写真、書道や市内小・中学校の児童生徒による作品展示が行われ、終日多くの来場者でにぎわいました。今後も生涯にわたって市民の多様な学習ニーズに応える学習の場や発表の機会を提供する環境づくり等、生涯学習の推進に努めてまいります。続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、議第五十号 五條市債権管理条例の制定につきましては、債権の管理に関し必要な事項を定め、市債権の管理の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正につきましては、休館中の五條市大塔ふれあい交流館を再開させるに当たり、再開後の施設の使用用途に適した条例を整備するため、本条例の全部を改正するものでございます。

次に、議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、より効率的で機能的な業務体制を確立するための機構改革を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正につきましては、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、移行予定であるゆめこども園及びきぼうこども園の施設の名称及び位置を条文から削るため、本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

次に、議第五十五号 五條市認定こども園延長保育業務の実施に関する条例の一部改正につきましては、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、移行予定であるきぼうこども園で実施している一般型一時預かり事業及び病後児保育事業に係る規定を削るため、本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

次に、議第五十六号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されることによる規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

次に、議第五十七号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによる規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

次に、議第五十八号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものとさせていただきます。

次に、議第五十九号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止につきましては、五條市大塔山村体験実習センターにおいて、より効率的な運営を行うため、本条例を廃止するものとさせていただきます。

次に、議第六十号 五條市大塔郷土館条例の廃止につきましては、五條市大塔郷土館において、より効率的な運営を行うため、本条例を廃止するものとさせていただきます。

次に、議第六十一号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるとさせていただきます。

次に、議第六十二号 財産の取得につきましては、二見地区かわまちづくり整備事業に向けて五條市土地開発公社から用地を買い戻すため、議会の議決を求めるとさせていただきます。

次に、議第六十三号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ十四億八千三十三万四千円を追加し、総額二百二十一億千六百二十五万五千円とする予算の補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でさせていただきます。

主な内容といたしまして、（仮称）市民交流施設整備事業の補正を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第六十四号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二百七十八万五千円を追加し、総額四十二億四千三百三十二万二千元とする予算の補正でございます。

内容といたしまして、介護給付金精算に伴う国庫支出金等の返還金を追加するもので、財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、同第十一号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、本市公平委員会委員のうち、河本順子委員の任期が令和八年三月三十一日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものでございます。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（窪 佳秀）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

○議長（窪 佳秀）なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日六日から十一日まで休会とし、次回、十二日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位には、八日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に記載の上、議長まで提出願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時二十九分散会